

資料5 公共施設の減免基準

奈井江町公の施設等の使用料減免条例（平成15年条例第19号）抄
別表（第3条関係）

減免基準		減免団体等	減免割合
1	公共団体が主催又は共催する行事に使用する場合	町、教育委員会その他町の執行機関	10割免除
2	教育関係団体が主催する大会、行事に使用する場合	子ども会育成連絡協議会、PTA連合会、教育振興会、備中神楽伝承保存会、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、スポーツ少年団本部（単位少年団を含む。）	10割免除
3	福祉関係団体が主催する大会、行事に使用する場合	社会福祉協議会、日赤分会、日赤協賛会、日赤奉仕団、共同募金会、ボランティア活動連絡協議会、健寿苑ボランティア、やすらぎの家ボランティアその他町長が認めたボランティア団体、交通安全協会、交通安全運動実行委員会、老人クラブ連合会、防犯協会、衛生協力会、献血推進協議会、民生委員協議会、やすらぎの家家族会	10割免除
4	産業関係団体が主催する大会、行事に使用する場合	産業まつり実行委員会、ふれあいまつり実行委員会、ないえ冬まつり実行委員会	10割免除
5	その他町長が必要と認めるもの	成長期における体力増進の場として必要 町内に在住する高校生以下の児童生徒及び町内の学校に通学している生徒	全額免除（夏休み及び冬休み期間中に都市公園有料施設を使用する場合に限る。）